

やまなし子育て応援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 やまなし子育て応援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県行政手続等における 情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号。以下「条例」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 補助金は、子育て世帯の仕事と子育ての両立を保育の分野から支援し、経済的な負担を軽減するため、世帯の第2子以降の3歳未満児の保育料を無料化する市町村に対して、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

(交付対象)

第3条 補助金は、前条の目的を達成するために市町村が実施している事業に対して交付する。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金は、別表に定める対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じて得た額を交付する。ただし、算出されたそれぞれの額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、やまなし子育て応援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 市町村長は、補助金の交付決定後の事情の変更により、年間の所要額に増減を生じ、申請の内容を変更して追加等の交付申請を行う場合には、やまなし子育て応援事業費補助金変更交付申請書（第2号様式）に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、やまなし子育て応援事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）、決定の変更を行った場合は、やまなし子育て応援事業費補助金変更交付決定通知書（第4号様式）により、決定内容及びこれに付された条件を市町村長に対して速やかに通知す

るものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）補助事業の内容の変更をする場合には、変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）を提出し、知事の承認を受けること。

（概算払）

第9条 補助金は、事業等完了後の実績に基づき交付することを原則とするが、知事は、市町村における事業等の実施に必要があると認める場合には、予算の範囲内で、市町村長に対して概算払により交付することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 市町村長は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、やまなし子育て応援事業費補助金実績報告書（第7号様式）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第11条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合には、補助金の額を確定し、やまなし子育て応援事業費補助金交付額確定通知書（第8号様式）により市町村長に通知をするものとする。

（補助金の返還）

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、市町村長に対して、期限を定めてその超える部分について県に返還することを命ずるものとする。

（書類の保管）

第13条 市町村は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第14条 市町村は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条に基づく変更交付の申請、第8条に基づく計画変更、計画中止・廃止の報告、第9条2項に基づく概算払の請求、又は第10条に基づく実績報告については電子情報処理組織を使用する方法(条例第3条の規定に基づき知事が定めるものをいう。)により行うことも可とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第15条 知事は第5条及び6条の規定により行われた交付申請等に係る第7条に基づく通知、第8条に基づく承認、第11条に基づく通知又は第12条に基づく返還命令については、補助事業者が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年12月23日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

この要綱は、令和5年9月19日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

項 目	内 容
対象経費	次に設定する保育料を無料化した経費とする。 1 国基準の第5階層までの世帯で、保育の認定を受けて特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を行う施設に通う第2子以降の3歳未満子どもの場合 次の①、②を考慮し、市町村が条例等で定める保育料に基づき、保護者が実際に負担する保育料を無料化した際の経費。 ①子ども・子育て支援法施行令第13条、第14条及び第24条の適用を受ける場合については、その適用を受けた後の保育料を対象とする。 ②満3歳に達する日以後最初の3月31日までの保育料を対象とする。 2 へき地保育所に通う子どもの場合 国基準の第5階層までに相当し、保育を必要とする第2子以降の3歳未満の子どもがいる世帯において、市町村が条例等で定める保育料に基づき、保護者が実際に負担する保育料を無料

	化した際の経費。ただし、対象となる保育料は、満3歳に達する日以後最初の3月31日までとする。
--	---

別表（第4条関係）

備考

用語の定義は次のとおりとする。

① 保育料

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、同第29条第3項第2号、同附則第6条第4項に掲げる子ども・子育て支援法施行令（平成26年6月13日政令213号。以下「施行令」という。）で定める額を限度として市町村が定める利用者負担額（へき地保育所にあつては、これに準じて定める利用者負担額をいう。）

② 3歳未満子ども

年度の初日の前日における満年齢が3歳未満である子ども。

③ 国基準

施行令第4条から第6条及び第9条から第12条に規定する保育料の上限を定めたもの。

④ 第5階層まで

「子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について」（平成27年3月31日付け府政共生第347号、26文科初第1462号、雇児発0331第19号、内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第二の1（3）における階層区分における③から⑤の市町村民税所得割課税額に該当する世帯をいう。

⑤ 世帯の第2子以降

補助対象となる世帯において、第何子であるかを定める多子計算の算定対象となる者の範囲は、「平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取組について」（平成28年2月19日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）に定めるところによる。

⑥ へき地保育所

「へき地保育所の設置について」（昭和36年4月3日発児第76号厚生事務次

官通達) に基づき設置された保育所

⑦ 保育を必要とする子ども

子ども・子育て支援法施行規則(平成26年6月9日内閣府令第44号)第1条の5各号のいずれかに該当する又は同等であると市町村が認めた子ども

⑧ 特定教育・保育施設

法第27条第1項に規定する教育・保育施設

⑨ 特定地域型保育事業

法第29条第1項に規定する地域型保育の給付を受ける事業

⑩ 保護者

第20条第4項に定める教育・保育給付認定保護者

⑪ 保育の認定

法第19条第1項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもであって、法第20条第1項の規定により認定されたもの。